

学校における働き方改革について

令和5年度 第2回学校教育審議会

2023年11月27日
千葉市教育委員会

【報 告】

1 国の動向

- ・ 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策

2 千葉市の状況

- ・ 学校における働き方改革の取組集計（令和4年度）
- ・ 学校における働き方改革アンケート結果（令和5年度実施）

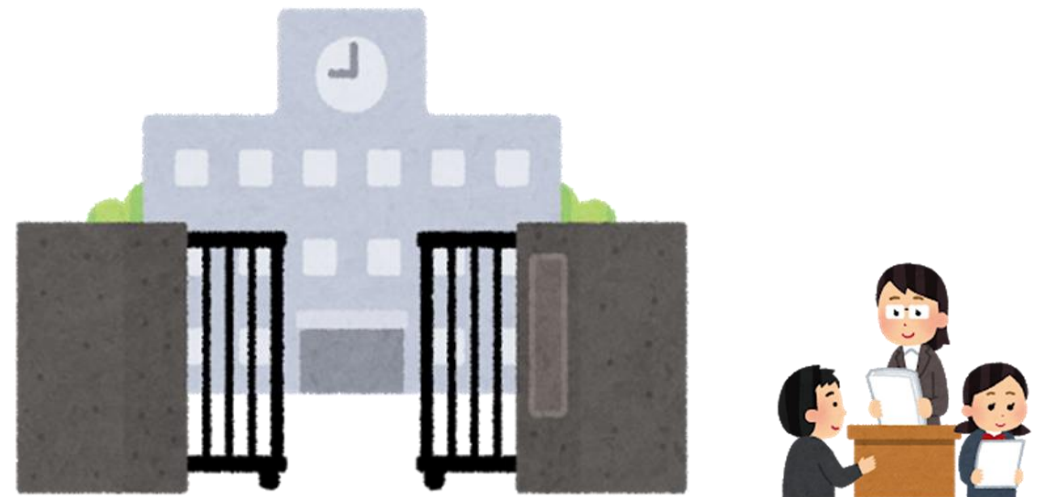
【協 議】

1 学校における働き方改革の今後の方向性

2 その他

I 国の動向

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策
(提言)



教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】
～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～
(令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会)

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・ 保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要



本提言は、できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

取組の具体策

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組

- ・国、都道府県、市町村、各学校のそれぞれの主体ごとに、具体的な対応策の好事例を横展開

(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

- ・全ての学校で授業時数について点検し、特に、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる学校は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画に見直し
- ・学校行事について、精選・重点化、準備の簡素化・省力化

(3) ICTの活用による校務効率化の推進

- ・学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

- ・学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化
- ・保護者等からの過剰な苦情等に対しては、教育委員会等の行政による支援体制を構築

(2) 健康及び福祉の確保の徹底

- ・令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた「指針」の実効性の向上
- ・メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- ・在校等時間の把握方法等の改めでの周知・徹底
- ・各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1)教職員定数の改善

- ・教師の持ちコマ数の軽減等にも資する小学校高学年の教科担任制の強化などの教職員定数の改善

(2)支援スタッフの配置充実

- ・教員業務支援員の全小・中学校への配置をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実

(3)処遇改善

- ・給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、主任手当や管理職手当の額を速やかに改善

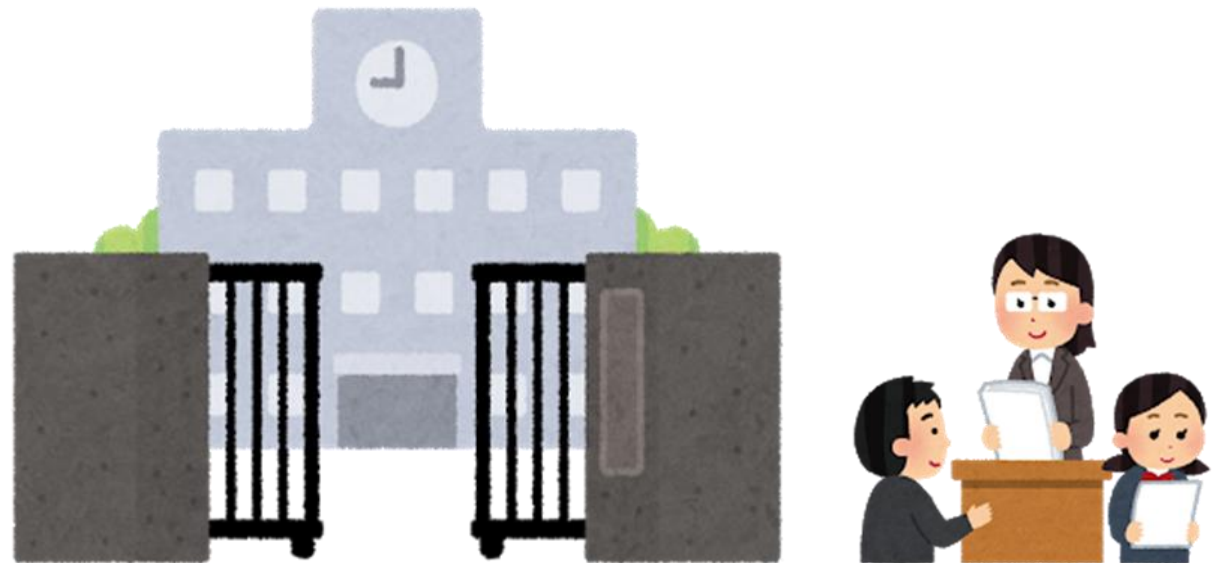
(4)教師のなり手の確保

- ・教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を推進

2 千葉市の状況 学校における働き方改革の取組集計 (令和4年度)

調査期間：令和4年1年間

対象人数：全教職員



教職員の在校等時間について（勤務時間、休憩時間を除く）

令和4年度実績

	全校種	小	中	高	特
平成29年度	49	42	71	56	27
平成30年度	54	47	70	57	33
令和元年度	49	42	60	46	30
令和2年度	45	43	49	36	29
令和3年度	44	43	49	39	30
令和4年度	41	38	47	39	27



※令和4年度よりプラン改編により調査対象が変更

		校長	副校長・教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭	栄養士	学校事務	技能員
小学校	令和元年度	33	62	43	31	32	34		
	令和2年度	35	60	43	31	31	33		
	令和3年度	38	61	42	31	34	33		
	令和4年度	37	60	41	30	30	32	28	16
中学校	令和元年度	38	74	61	33	15	18		
	令和2年度	37	61	49	34	26	14		
	令和3年度	37	62	50	34	21	14		
	令和4年度	38	63	50	32	34	18	30	16

学校における働き方改革プランの目標達成度

令和4年度実績

①すべての学校で、在校等時間の平均が

1か月45時間を超えないようにする

※在校等時間の平均が1か月45時間を超えない学校の割合 (%)



	全校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援
令和元年度	61				
令和2年度	67				
令和3年度	71.9	81.5	50.0	100.0	100.0
令和4年度	76.8 ▲	91.7 ▲	<u>45.5</u> ▼	100.0 —	100.0 —

②在校等時間が月平均80時間を超える教職員の割合を、

毎年度1ポイントずつ低減する⇒将来的には0へ

※在校等時間が80時間/月超の教職員（令和3年度までは教員）の割合



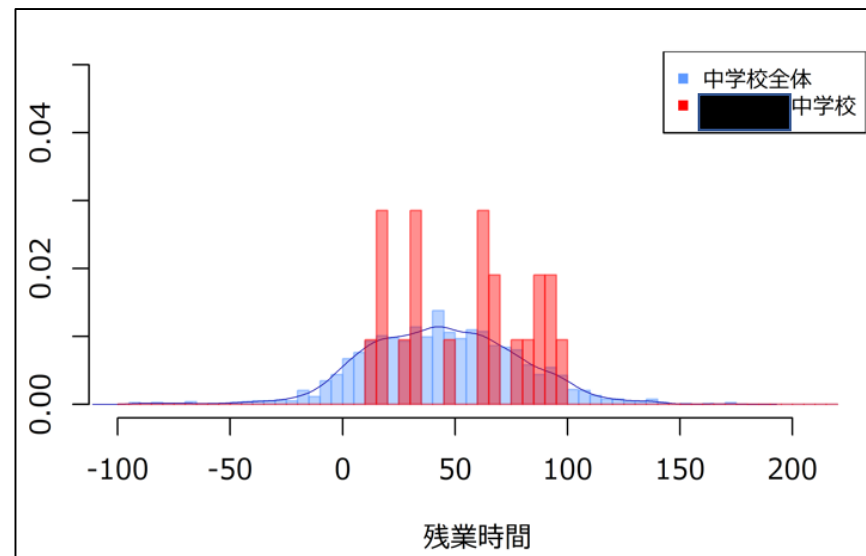
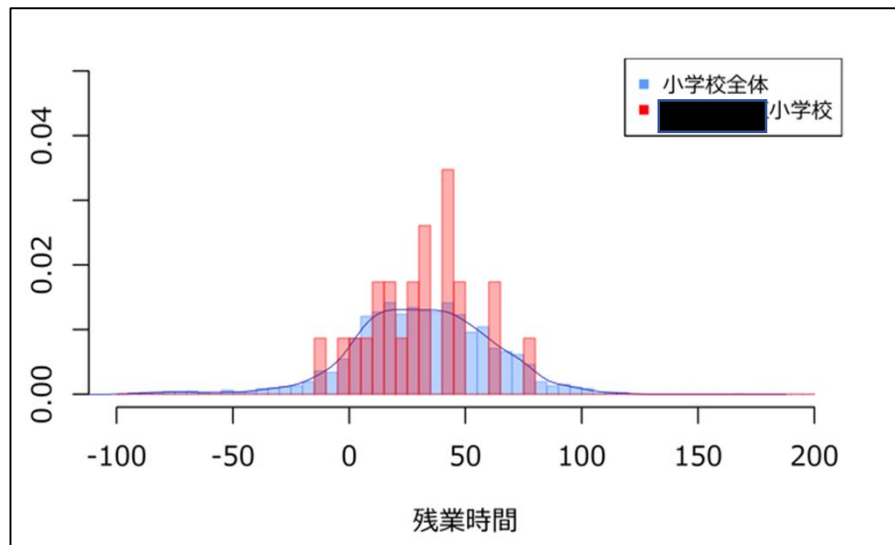
	全校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援
令和元年度	10.0	2.3	23.8	16.5	0
令和2年度	3.5	1.9	6.4	5.2	0
令和3年度	4.7	1.5	8.7	5.1	0
令和4年度	3.3	1.3	7.3	3.2	0.5

③教職員のストレスチェックによる総合健康リスク
全国平均より良好な状況を維持（全国平均100）



	小学校	中学校	高等学校	特別支援
令和元年度	87	89	106	88
令和2年度	87	87	91	82
令和3年度	85	85	96	90
令和4年度 (1月現在)	84 ▽	<u>88</u> ▲	91 ▽	<u>92</u> ▲

過重労働対策について



【対象職員への対応】

- ・ 在校時間（正規に割り当てられた勤務時間を除いた時間）が月80時間を超えた場合、学校長が対象の教職員に面接指導自己チェック票を提出するよう指示し、産業医が健康状態を把握し、必要と認める場合に産業医面談を実施している。また、長時間の勤務によって疲労が蓄積するなど、産業医面談が必要と考えられる職員については、面談を勧奨するようにしている。
- ・ 産業医面談後には、産業医の意見書を校長に送付し、面談結果を把握させるとともに意見書の記載に基づき業務内容等の改善を行っている。

【学校長への指導・助言】

- ・ 各学校長に学校過重労働関係資料を送付
- ・ 産業医によるストレスチェックの独自分析や毎月の時間外データなどを活用し、年2回の教育長面談時の資料として提供し、マネジメントへの助言・指導している。

学校における働き方改革プランの目標と令和5年度の主要施策

【働き方改革の目標】 教職員の一人一人の心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにする

教職員の業務改善と学校業務の適正化

基本方針①

教職員が本来業務に専念できる環境を確保するため、学校の業務を見直します。

①業務・行事の見直し

①業務の見直し

- ・ICTを活用した業務の効率化
- ・教育委員会等に対する提出文書の精選

②学校行事の精選や見直し

- ・入学式、卒業式等標準的な行事をコロナ禍の経験を活かしてコンパクトに

③業務事務システム導入に向けた検討

④水泳指導の民間スイミングスクールへの委託事業

- ・令和5年度 11校を予定

⑤保護者や地域への啓発

⑥特別支援教育の体制の充実

- ・特別支援教育指導員 44人を配置



すすめよう30・10運動！

今回の取組で、1人1日30分早く帰ることができれば、1か月で約10時間在校時間を削減することができます。

自校の改革への取組

○
○
○
○

自校の平均在校等時間

令和4年度 自校平均は	上限の45時間 まであと
時間	時間！

1100回以上実施予定

- ①すべての学校で在校等時間の月平均が、**45時間を超えないようにする**
- ②在校等時間が月平均80時間を超える教職員の割合を**毎年度1ポイントずつ減少し将来的には0へ**
- ③教職員のストレスチェックによる総合健康リスク、**全国平均より良好な状況を維持**

【千葉市教育委員会職員の勤務時間、休職等に関する規則の一部改正】

- 在校等時間の上限の範囲 1か月45時間、1年間360時間
- 特別の事情がある場合の在校等時間の上限の範囲 1か月100時間未満、1年間720時間

教職員の意識改革と健康保持の実現

基本方針③

教職員の意識改革を図り、長時間労働を是正するとともに、教員の健康保持を実現します。

①出退勤管理システムの活用した在校等時間の適正な把握

②管理職による指導・助言等を通じた教職員の長時間労働是正

2023（令和5）年度の平均41時間

③目標申告制度等による教職員の目標設定

④教職員のメンタルヘルス対策を促進

⑤休暇・休業の取得促進

- ・年次休暇や教職員の育児休業取得を促進

- ・学校休行日の協定による休暇促進

⑥働き方改革の取組好事例の紹介

⑦働き方改革に係る取組状況の公表

基本方針②

専門スタッフ、地域ボランティア等の活用により、教職員の業務を支援します。

「チーム学校」の体制強化と人員配置の工夫

①教職員の配置の最適化・専門スタッフ等の配置の充実

- ・教員業務支援員の全校配置
- ・教頭の複数配置
- ・専科教員、専科非常勤講師の活用による、小学校高学年における一部教科担任制の促進
- ・休職等による欠員の補充
正休補2名配置

- ・中学校免許外教科指導解消
- ・複数免許所持者の増員および複数校業務を併命

②部活動の負担の適正化

- ・部活動指導員の配置
令和5年度 65名を予定
- ・部活動の地域連携強化

③地域の人材活用による教職員の業務支援
学校支援地域本部推進事業との連携強化

- ・地域人材を活用した教職員の業務支援
- ・子どもたちの見守り等について、地域ボランティアを活用…地域コーディネーターによる調整
- ・学校支援地域本部（コミュニティスクール）、令和5年度 75校に設置

専門スタッフの最適化



教育職員課

教員業務支援員(全校配置)	169
<u>学校運営充実のための講師</u>	<u>84</u>
<u>免許外教科担任の解消のための講師</u>	<u>25</u>
専科指導のための非常勤講師	93
統合支援講師	7
後補充・初任者指導	47

教育指導課

外国語指導助手 (ALT)	75
図書館指導員 (全校配置)	109
理数サポーター	60
理科教育サポーター	20
音楽教育充実のための非常勤講師	21
日本語指導通級教室講師	5
外国人児童生徒指導協力員	15

保健体育課

民間指導者 54 部活動指導員 36



(スタッフ総数 1040名) ※令和5年11月1日現在

下線：拡充
斜体：新規

教育支援課

スクールカウンセラー(全校配置)	80
スクールソーシャルワーカー	12
<u>ステップルームティーチャー</u>	<u>4</u>

教育センター

<u>家庭訪問カウンセラー</u>	<u>4</u>
ICT支援員	34

養護教育センター

特別支援教育指導員	44
スクールメディカルサポーター (スクールメディカルアドバイザー)	15
介助員	22
学校訪問相談員	5

専門性に基づくチーム体制の構築 【千葉市独自の取り組み】

1 教職員の指導体制の充実

- **専科・専科非常勤を活用した高学年における一部教科担任制の推進** ▶ 専科指導のための非常勤講師（図工・家庭・体育・外国語）
- **音楽専科教員・音楽非常勤講師の全校配置**
- **英語教育の推進** ▶ ALT全校配置済み。外国語専科教員・非常勤講師の小学校全校配置（R10年度）

2 教職員以外の専門スタッフの参画

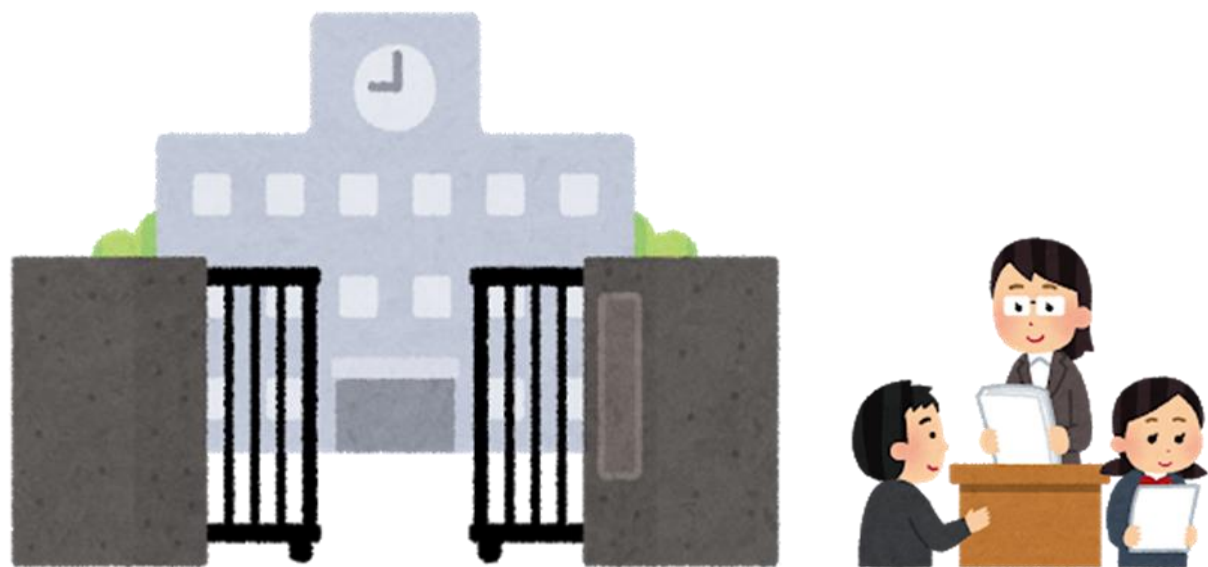
- **教員業務支援員・ICT支援員・図書館指導員の全校配置**
- **スクールカウンセラーの全校配置・スクールソーシャルワーカーの拡充**
- **不登校支援の強化** ▶ 家庭訪問カウンセラー・ステップルームティーチャー
- **特別支援教育に関する専門性等を有するスタッフの配置**
▶ スクールメディカルサポーター・介助員等



3 地域との連携体制の整備

- **放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「アフタースクール」の拡充**

2 千葉市の状況 学校における働き方改革アンケート（令和5年度実施）



(1) 実施概要



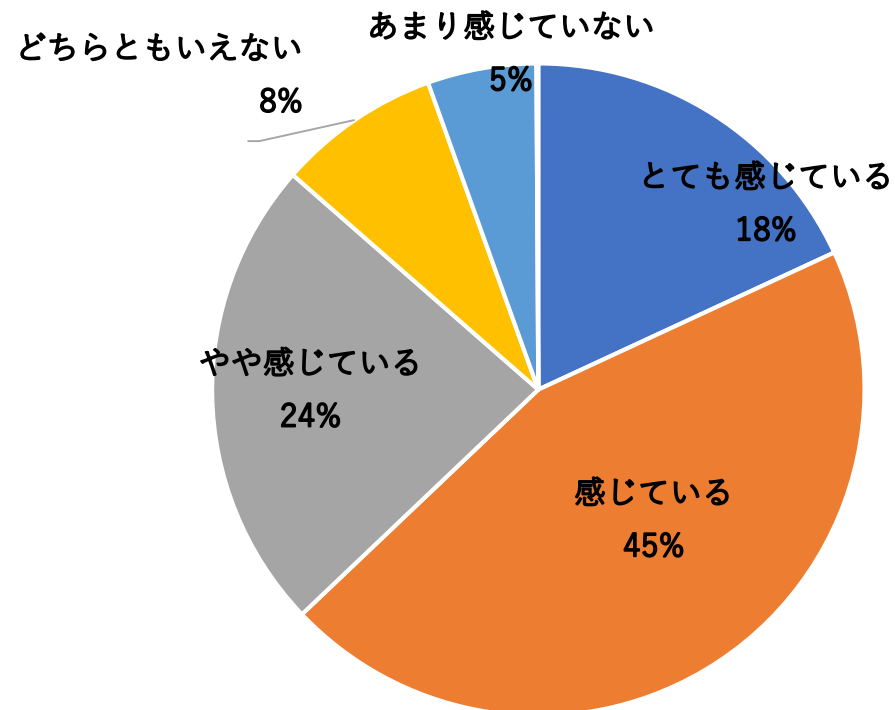
- 調査名称：学校における働き方改革に関するアンケート調査
- 調査期間：7月7日（金）から7月28日（金）まで
- 調査対象：全市立学校の教職員4861人 ※5月1日時点
- 回答者数：2205人（45.4%）
- 実施方法：WEB調査
(千葉県電子申請サービス上のアンケート回答フォームによる)
- 備考：匿名かつ任意回答による調査

(2) 回答結果概要

仕事のやりがい

<成果>

全体の87% (86% ↑) が仕事にやりがいを「とても感じている」もしくは「感じている。」 「やや感じている」と回答している。



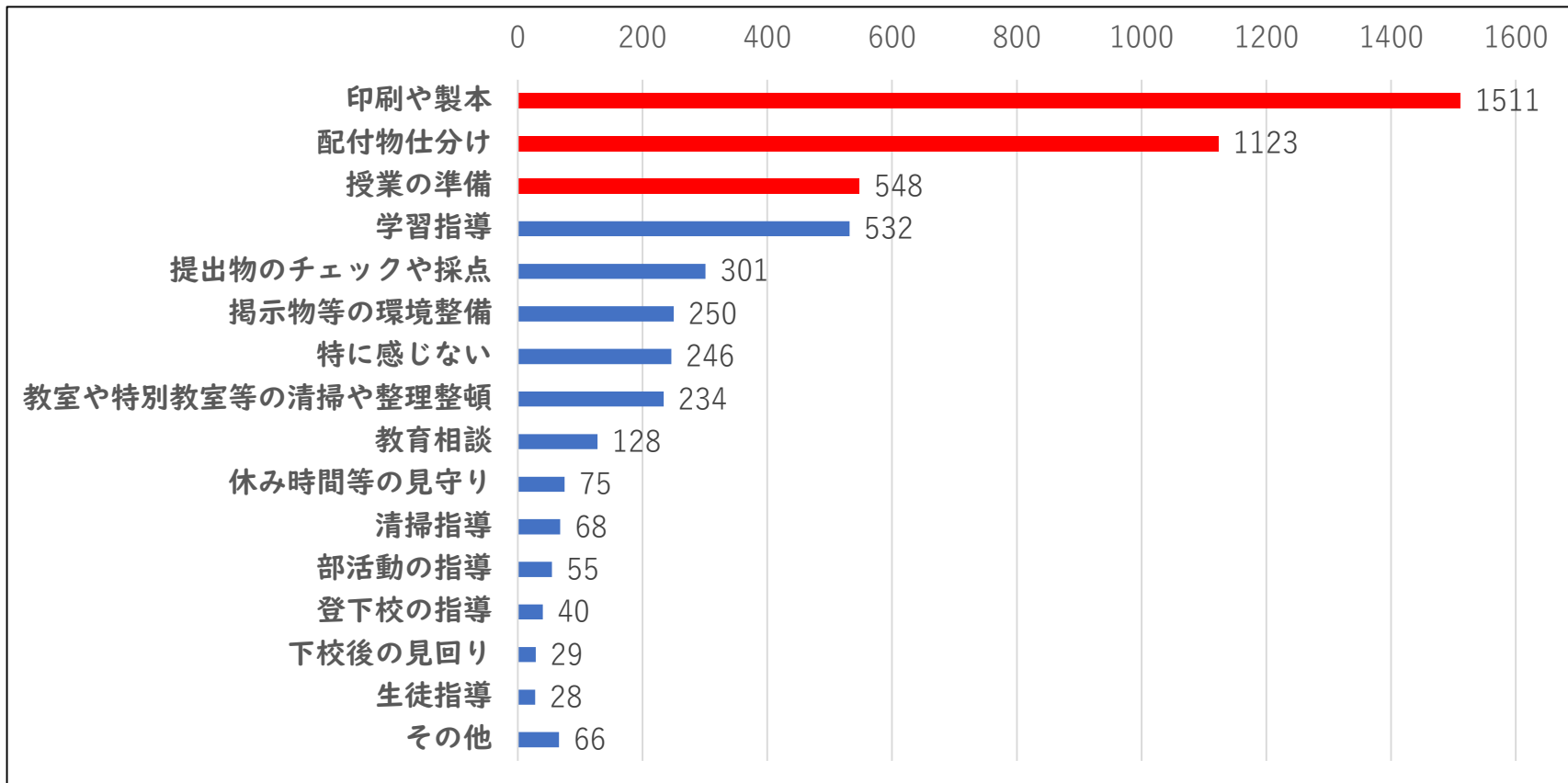
負担軽減につながった取組

負担軽減につながった取組みについて、教員業務支援員の配置、
すぐーるの導入、行事の見直しが上位3位となっている。

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
教員業務支援員（SSS）の配置	1495	1039	430	16	10
すぐーるの導入	1295	861	410	16	8
行事の見直し	960	714	229	7	10
自動応答電話の設置	933	680	241	4	8
（小学校）専科教員・専科指導のための非常勤講師の配置	600	599	1	0	0
ギガタブ、CABINET等のICT環境整備	366	247	110	4	5
学校閉庁日の拡充（有給休暇の取得促進）	361	226	126	5	4
部活動ガイドラインの設定	331	19	291	21	0
（小学校）水泳指導の民間スイミングスクールへの委託	260	255	5	0	0
スクールカウンセラーとの連携	129	53	63	8	5
部活動指導員の配置	47	8	39	0	0
スクールソーシャルワーカーとの連携	42	17	19	2	4
スクールロイヤーによる学校サポート	21	15	6	0	0
地域人材を活用した業務支援	16	11	5	0	0

専門スタッフ配置による負担軽減した業務

専門スタッフの配置によって、負担が軽減したと感じる業務について
「印刷や製本」「配付物仕分け」「授業の準備」が上位3位となっている。

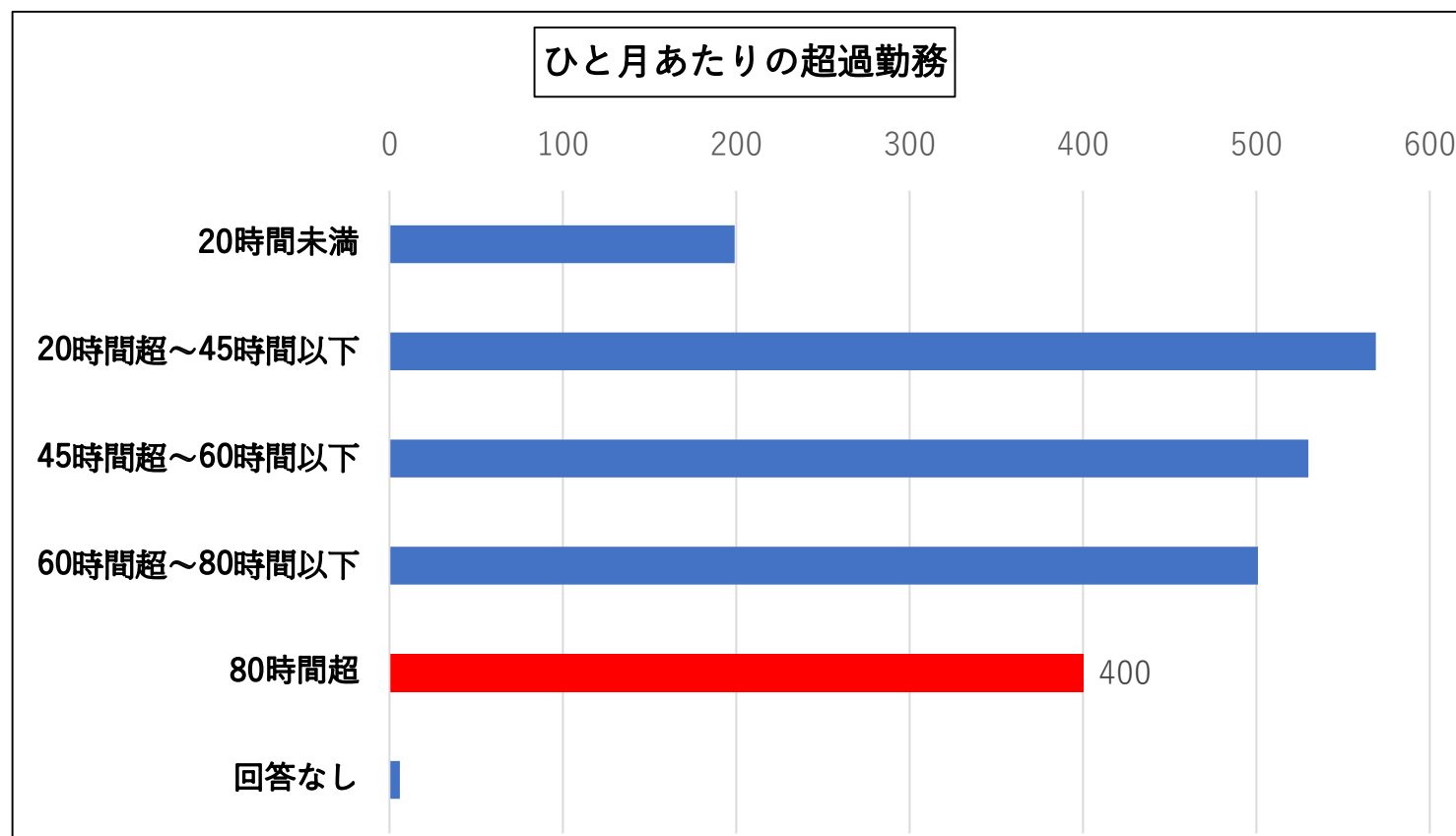


<課題>

ひと月あたりの超過勤務

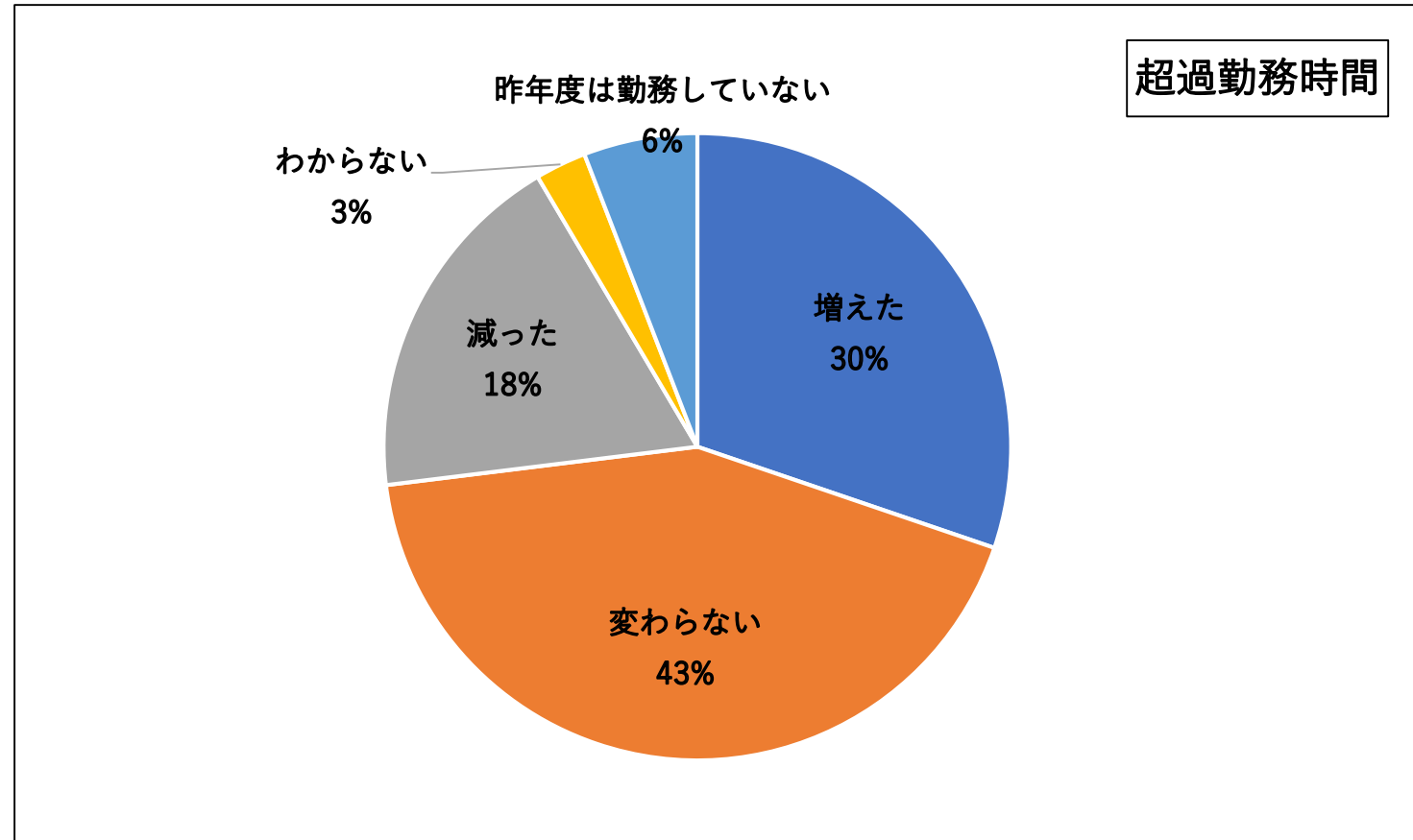
ひと月あたりの超過勤務が「80時間超」と

回答した割合が18% (16%↑) いる。



超過時間が「増えた」又は「変わらない」

回答した割合が合わせて73% (71% ↑)



超過勤務が発生する要因となっている業務について、「教材研究・授業準備」「保護者への対応」「学校行事に係る準備」「報告書などの文書作成」「提出物等の処理」が上位5位であり、児童生徒に直接関係する業務の割合が高くなっている。

保護者からの要求や苦情、抗議など

		小学校	中学校・中等	高等学校	特別支援学校
教材研究・授業準備	935	669	236	21	9
保護者への対応	846	593	244	6	3
学校行事に係る準備	815	520	271	16	8
報告書などの文書の作成	748	553	173	12	10
提出物等の処理	670	488	169	4	9
成績処理・テストの作成	611	366	229	14	2
職員間の打ち合わせ・相談・指導	522	371	128	16	7
児童生徒への対応	488	306	169	12	1
各種会計事務	431	322	104	4	1
各種会議（職員会議等）とその提案	419	297	106	8	8
校内研修・校内研究	370	322	41	3	4
部活動の指導	361	2	327	30	2
学校経営	246	161	74	6	5
地域対応	136	78	56	2	0
校内環境整備（掲示物作成、備品整理等）	106	96	8	1	1
健康診断（準備、事後処置含む）	76	50	22	3	1
登下校指導	38	21	15	2	0
感染症（コロナ等）の対応	8	5	3	0	0

学校における働き方改革を進める上で大切だと考える項目



		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
業務の精選・削減・委託	1777	<u>1232</u>	<u>497</u>	<u>31</u>	<u>17</u>
業務の簡素化・効率化	1665	<u>1145</u>	<u>477</u>	<u>27</u>	<u>16</u>
調査・報告の精選	1293	<u>913</u>	<u>353</u>	16	<u>11</u>
文書などのデータの共有化	1039	701	312	<u>17</u>	9
出張の精選	893	612	261	11	9
業務分担の平準化	842	550	257	26	9
外部人材の活用	840	545	269	20	6
教材や資料の共有化	840	606	216	10	8
ICT環境や職場の労働環境の整備	822	563	237	16	6
退勤時刻の徹底	481	306	159	12	4
部活動休養日の徹底	357	99	236	17	5
部活動の活動時間の徹底	348	89	236	20	3

協 議

学校における働き方改革の今後の方向性 ～令和6年度から集中的に取り組むべき具体的な対策～

できることを直ちに行うという考え方のもと

さらに「学校における働き方改革」を推進するために・・・



（1）教育委員会等に対する提出文書及びメールの精選、配布文書の制限

「千葉市文書削減プロジェクト」【新規】

（2）出張の見直し（研修や会議等におけるWebの活用等）【見直し・整理】

オンライン研修・ハイブリット研修・参集型研修

（3）大学・民間企業等と連携した教師人材の確保【新規】

（4）地域クラブ活動への移行【拡充】

（5）行政による学校問題解決のための支援体制の構築【見直し・整理】

（6）公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業【新規】

（7）各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し【見直し・整理】

（8）教職員の意識改革【拡充】

（9）保護者や地域への周知促進【拡充】

(1) 提出文書及びメールの精選、配布文書の制限に関する千葉市の取り組み

学校現場への調査・配布文書の見直しを行うことで、教員が本来の職務に専念できる環境整備に努める。

調査文書等に関する学校現場の負担を軽減するため、教育委員会から学校現場へ発出している調査文書を見直し、削減や回答の簡素化を図る。

①令和4年度4月～5月に教育委員会から学校現場に発出した調査文書の件数（88件）

配布する文書見直しのポイントを決める。

見直しのポイントを参照し、令和5年度4月に配布する文書の仕分けを行う。

配布文書3割の削減を目指す。

②見直しのポイントを参照し、各課で発出している文書を見直し、削減や簡素化を図り、年間配布文書3割の削減を目指す。

③定例（毎年度定例的に実施する調査）を整理し、一覧表を作成する。

参加・チラシ・作品募集等について配布制限（指導課・給与課）

①チラシ配布付きの多い月を調査する。（7月）

②配布するチラシ見直しのポイントを決める。

③チラシ配布の多い月（7月）の配布3割の削減を目指す。

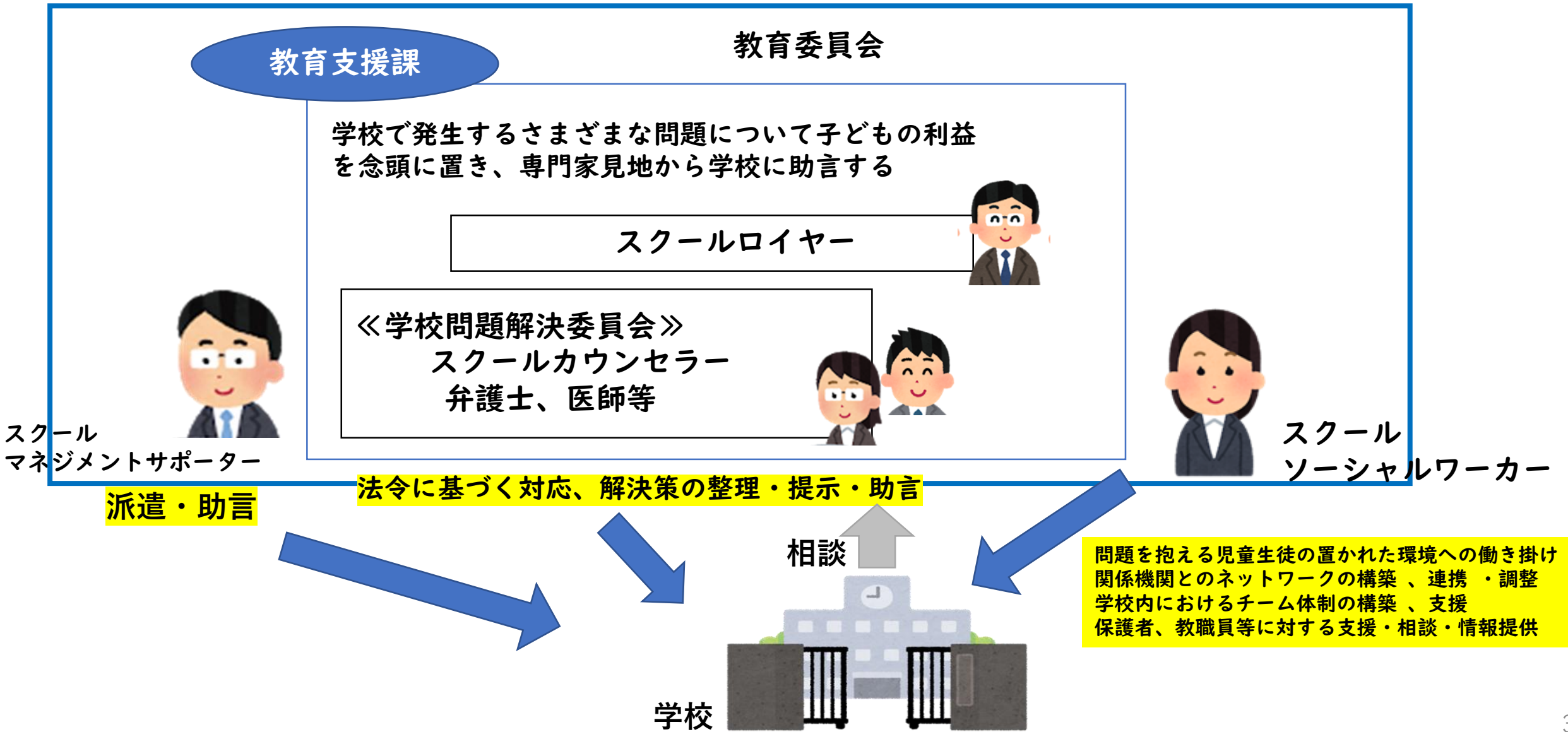
(3) 民間企業等と連携した教師人材の確保【新規】

千の葉の先生になる 千葉県・千葉市公立学校教員採用サイト

千葉県教育委員会が運営する教員に関する情報発信サイト。
相談会等イベントの告知や採用選考に関する情報、千葉県の先生たちの働き方
など、魅力的な情報を次々に発信。



(5) 行政による学校問題解決のための支援体制の構築



(6) 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

1 事業名

令和5年度千葉市立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

2 事業の目的

千葉市立学校における諸課題の困難化に伴うメンタルヘルス不調に関する原因分析、効果的な予防対策及び長期休業（休職等）からの円滑な復職支援対策について調査研究を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 事業内容

一次予防、二次予防、三次予防及び事業効果の測定について

調査研究事業における取組み

【一次予防（メンタルヘルス不調の未然防止）】・・・モデル校（9校）

（1）研修による気づき→セルフチェックによる、自分の状態の確認→相談

（2）研修（課題である若年層・中堅層の諸問題に対応した内容）

ストレス要因となる学校の諸課題に対する研修やコミュニケーション方法、健康等

※Eラーニングを活用した研修については全校展開

【二次予防（メンタルヘルス不調の早期発見、適切な措置）】

（1）ICTを用いた教職員が相談しやすい環境整備・・・モデル校（9校）

（2）ラインケアの効果的な進め方の検討・各校の好事例の反映・・・全校

学校管理職を対象としたラインケア研修ほか

若手との関わり方（若手職員との認識の差や学校管理職の意識改革等）

【三次予防（病気休職者への復職支援、復帰後のサポート等）】

（1）休職者対応・復職支援の際の保健師等による学校長等へのサポート

（2）復職支援対応マニュアルの整備

セルフチェック～気づき～相談（モデル校（9校）対象）

研修の内容がそのままセルフチェックにつながる仕組みで設計

セルフチェックの必要性の研修と相談窓口の説明を行い、教職員が能動的にセルフケアを行う環境を構築
教職員のセルフチェックの習慣化を目指す

研修 → 気づき → セルフチェック



PM



保健師



研修



結果の確認と
相談窓口のお知らせ



相談



産業医 保健師

①研修によりセルフチェックの重要性の気づきを促す

②WEB やアプリ等によるセルフチェックの結果を自身で確認

③結果に応じて相談窓口を案内

④相談（対面・電話・オンライン面談等）
研修を行った保健師が相談も併せて対応することで、相談のしやすい環境を作る。

《参考》

(8) 教職員の意識改革

文部科学省作成動画等を活用した働き方改革に関する研修の促進

学校における働き方改革 関連動画

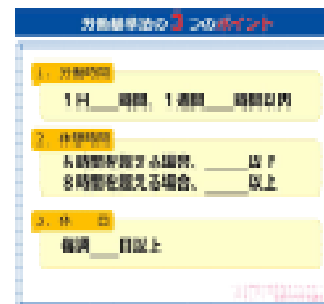
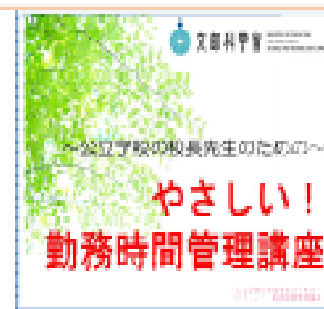
『～公立学校の校長先生のための～やさしい！勤務時間管理講座』

- ◆学校における働き方改革を推進するため、公立学校の校長等が適切に勤務時間管理を行えるよう、その基本となる関係法令や「上限ガイドライン」等について、文部科学省担当職員が分かりやすく解説する動画を公開。
- ◆計3回で構成。
 - 第1回「公立学校の教師の勤務時間管理の基本」
 - 第2回「公立学校の教師の時間外勤務」
 - 第3回「上限ガイドラインと変形労働時間制～中教審答申を受けて～」
- ◆各都道府県教育委員会等を通じて、各種研修等において、学校の管理職向けに積極的に活用していただけるよう、周知。

◇動画はこちらをご覧ください。

【動画URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/1414532.htm



【QRコード】



《参考》

(9) 保護者・地域への周知

教育だより・HP等を活用した 保護者・地域への理解促進

学校閉庁日について

児童の心身の健康増進及び家族と過ごす時間の確保のため、そして教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図るため、長期休業中に「学校閉庁日」を定めます。
本市の学校閉庁日を下記のとおり実施いたしますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

閉庁日

夏季休業：令和5年8月10日（木）から8月16日（水）まで
秋季休業：令和5年10月10日（火）
冬季休業：令和5年12月27日（水）から令和6年1月4日（木）まで

長期休業期間中の学校閉庁日について

- (1) 児童を登校させての活動等は原則行いません。
- (2) 学校は原則職員が不在となります。
問い合わせなどは学校閉庁日以外をお願いいたします。
- (3) 学校閉庁日における緊急の連絡先は以下のとおりです。

緊急の連絡先（電話による相談・連絡窓口）

<教育・子どもに関して>

- 千葉市教育相談ダイヤル24 電話 0120-101-830 (24時間)
- 24時間子どもSOSダイヤル 電話 0120-0-78310 (24時間)
- 千葉市児童相談所
- 西郡児童相談所（花見川・緑毛・美浜区）電話 043-277-8821 (24時間)

<千葉市全般に関して>

- 千葉市役所コールセンター 電話 043-245-4894
※平日 8:30～18:00
土・祝・休日（日曜日を除く）・年末年始 8:30～17:00
- 千葉市役所代表電話 電話 043-245-6111
※内容に応じて適切な部署へ電話を取り次ぎます。
※閉庁時間8:30～17:30以外は守衛室につながります。

教育だよりちば 10月号

EDUCATION of CHIBA CITY vol.132

発行：千葉市教育委員会 編集：教育振興部企画課 〒250-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 TEL:043-245-5306 FAX:043-245-5300
「教育だよりちば」は、毎月4回（4月・7月・10月・1月）発行。HPやスマホアプリでも閲覧できます。 教育だよりちば

学校における働き方改革って!?

普段見られない先生の姿をご紹介します。

授業の充実

教材研究の充実
ギガタブ(タブレットPC)の効果的な活用についてICT支援員のアドバイスをもらい、授業に向けた教材研究を行っています。

給食の学校

効果的な教育活動

授業準備に専念
栄養教諭が給食に使用する食材を使った授業に向けて準備をしています。

学校における働き方改革の目的

- 先生が教材研究等に専念し、より効果的な教育活動を行えるようにするため
- 先生が児童生徒と向き合える時間を確保するため
- 長時間労働を見直し、先生の心身の健康保持を実現するため

先生のいざしめたおぼろげなごまかしの笑顔と成長に大きな影響を与えます。そのためにも市では学校における教職員の働き方改革を推進しています。引き続きご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

千葉市教育委員会

働き方改革は何か1つやれば解決できるといったものではありません。

学校、教育委員会が連携して、

教職員が健康でいきいきと働くことができ、

子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために

教職員でなければできないことに全力投球できる環境

を整備してまいります